

ブランドマークデザイン使用基準について

◆ 作成の主旨および意図

- 中央大学ブランドマークは、商標登録された当大学における大切な資産です。
- この使用基準は、中央大学の表示要素とその用法を具体的に記した規定書です。このルールを正しく維持することは、中央大学のすぐれた統一イメージを形成するための必要条件となります。またこれらの表示は中央大学の信頼を保証することと同時に、仕事上の責任を表示するものとなります。
- ブランドマークとは、「大学名や各学部、教育者などを一目で他者から識別させるマークである」と同時に、「長年の教育活動を通じて培ってきた社会へのイメージ(堅実性・誠実性)をはじめとする大学像や理念、姿勢、また信頼性、技術力などをイメージとして伝える」重要な資産の一つです。
- 使用に際して、過度の拡大・縮小や変形、あるいは背景色・柄との混在、狭小マージンでのレイアウトなどを行なうと、視認性や識別性が低下し、他ブランドとの混同や誤認、模造製品への使用などの実害に加え、ブランドイメージに大きなダメージが発生します。そこでこの度、上述のような実害を防止し、併せて社会に対して統一した形でブランドマークを掲出していくことで、中央大学のブランドイメージを正確に浸透させ固着を図るため基本的な使用基準を作成したものです。

◆ ブランドマーク



◆ ロゴマークの使用者について

ロゴマークの使用については、商用目的とならない限りにおいて、本学関係者に使用を許可します。

本学関係者ではない者、または、本学関係者ではない者を含む団体、または組織で使用する場合は、中央大学広報室に事前にご相談下さい(無断使用を禁じています)。

その他、ロゴマークの使用方法についてご不明な点があれば、広報室に事前にご相談ください。

※ ここでいう「本学関係者」とは、本学の学生、教職員、役員、父母連絡会会員、卒業生等を意味します。